**人吉市プレミアム商品券**

**人吉よか旅券**

**「取扱店」の手引き**

人吉市プレミアム商品券事業実行委員会

事務局（人吉商工会議所）人吉市南泉田町３－３

　　　　　　　　　　　　TEL　０９６６－２２－３１０１

**１　人吉よか旅券の概要**

　　（１）発行総額 　　：３千万円（２千万円に５０％上乗せ）

　　（２）販売額 　　：１冊＝２，０００円（額面金額：１，０００円×３枚）

　　（３）１枚の額面 　　：１，０００円

　　（４）発行冊数・枚数　 ：１万冊・３万枚

　　（５）１冊の構成 　　：人吉よか旅券（以下、よか旅券という）３枚

（取扱登録店で使用可）

（６）販売方法　　　　　：実行委員会から事業に賛同する市内の登録宿泊施設が当該宿泊施設に宿泊している者にのみ随時対面販売する。

　　（７）販売期間 　　：令和２年６月１６日～令和２年８月３１日

※但し、完売になり次第終了。

（８）よか旅券有効期間　：宿泊者購入から３日間または令和２年９月６日までのいずれか短い期間

（９）よか旅券使用期間　：令和２年６月１６日～令和２年９月６日

**２　取扱店の登録**

　　　取扱店登録をされた事業所は人吉市プレミアム商品券（ひとよし よか旅券）の取扱店となります。

（１）受付期間 　　６月４日（木）～６月１０日（水）

平日の９：００～１７：００

※６月１０日までの登録事業所はチラシに掲載

　１０日以降も随時登録受付いたします

　　　（２）受付場所 　　人吉商工会議所

　（３）登録方法 　　実行委員会が定める「登録申請書」に事業所名、代表者

　　名、振込先口座等の必要事項を記入の上、人吉商工会議

　　所へ提出してください。

**※店舗単位の登録となります。**

　　　（４）取扱店の認定

　　　　　　　　　　　申し込みのあった店舗については、取扱店として登録するとと

もに郵便葉書にて登録通知をお知らせします。

但し、申し込みの内容に虚偽・不審等がある場合には、承認を

取り消すことがあります。

　　　（５）登録費　　不要です

　　　（６）その他　　店頭に掲示していただく取扱店表示のポスターと登録証、換金

　 　　　請求書は、登録通知の葉書と引き換えに事務局の人吉商工会議

　　　所でお受け取りください。

**３　取扱店の登録資格**

人吉市内に店舗、事業所を有する事業所

　　　　　　 ※但し、次のいずれかに該当する業務を行う事業所は対象外とします。

　　　　　　①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条１項第５号

　　　　　　　から第８号に規定する営業を行うもの

②業務の内容が公序良俗に反するもの

③下記５「よか旅券で取り扱いができないもの」に記載の取引、商品券の

みを取り扱う店舗等

④その他、人吉市プレミアム商品券実行委員会が対象外と認めるもの

**４　よか旅券の使用範囲等**

（１）よか旅券は、よか旅券取扱店との間における特定取引においてのみ使用す

ることができます。

　　 （２）よか旅券額面以下の使用の場合であっても、お釣りは出さないで下さい。

　 （３）転売や譲渡、並びに再使用はできません。

**５　よか旅券で取扱いができないもの**

（１）宿泊代の支払い

（２）商品券、図書券、ビール券、切手、郵便葉書、プリペイドカード等換金性

　　　　　　のあるもの

　　　（３）株券、先物、保険、宝くじ等の金融商品

　　　（４）仕入れ等の事業資金（事業間取引）

　　　（５）出資や債務の支払い（公共料金や税金、振込代金、払込手数料）

　　　（６）たばこの購入

**６　よか旅券の換金手続**

　　　（１）受付期間　　６月１６日（火）から９月１１日（金）まで　＊期限厳守

　　　　　　　（平日）　午前　　９：００～１２：００

　　　　　　　　　　　　午後　１３：００～１７：００

　　　（２）受付場所 ：人吉商工会議所　１階事務所

　　　（３）請求方法 ：実行委員会が定める「請求書」に必要事項を記入し、よか旅

券を添えて提出してください。

※使用済みのよか旅券は必ず裏面に取扱店名を記入してくだ

　さい（ゴム印可）。

　　　（４）支払い方法：口座振込

　　　（５）換金手数料：無料

**７　請求書受付期間と振込日一覧**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 期 | 請求書受付期間 | | | | | | | 振込日 | | |
| 1 | ６月 | １６日 | （火） | ～ | ６月 | ２６日 | （金） | ７月 | ３日 | （金） |
| 2 | ６月 | ２９日 | （月） | ～ | ７月 | １０日 | （金） | ７月 | １７日 | （金） |
| 3 | ７月 | １３日 | （月） | ～ | ７月 | ２２日 | （水） | ７月 | ３１日 | （金） |
| 4 | ７月 | ２７日 | （月） | ～ | ８月 | ７日 | （金） | ８月 | １４日 | （金） |
| 5 | ８月 | １１日 | （火） | ～ | ８月 | ２１日 | （金） | ８月 | ２８日 | （金） |
| 6 | ８月 | ２４日 | （月） | ～ | ９月 | ４日 | （金） | ９月 | １１日 | （金） |
| 7 | ９月 | ７日 | （月） | ～ | ９月 | １１日 | （金） | ９月 | １８日 | （金） |

※入金に関する通知は行いませんので、通帳等での確認をお願いします。

**８　取扱店の責務**

　　　（取扱店に関すること）

1. よか旅券取扱店とわかるよう「取扱店ポスター」と「取扱店ステッカー」を店頭に掲示してください。

（よか旅券の取扱いに関すること）

（１）お客様が使用された「よか旅券」は、受取後、速やかに裏面に取扱店名

を記載（ゴム印可）してください。

※お客様が使用された「よか旅券」は再使用しないでください。

（２） よか旅券額面以下の使用の場合であっても、お釣りは出さないでくださ

い。

（３）特定取引において、よか旅券の受取を拒んではなりません。

　（４）よか旅券の**有効期間は、発行日から７日間または令和２年９月６日までの**

**いずれか短い期間までです。**

　　　　　　　※有効期間の切れたよか旅券は取り扱わないでください。

　　　（５）よか旅券の交換、譲渡並びに売買を行ってはいけません。

　　　（６）換金性があり、市外へ流通するものへの使用は認めておりません。

　　　　　　　※詳しくは「５よか旅券で取扱いできないもの」をご覧ください。

（その他注意事項）

　（１）よか旅券を購入しての直接換金はできません。

（２）よか旅券の面積が３分の２未満の場合は換金できません。

（３）よか旅券の盗難・紛失、減失または偽造、模造等に対して、発行者は責

任を負いません。